

南 事 第 1471 号
令和 8 年 9 月 18 日

関係各課(所)長 殿

沖 縄 県 農 林 水 産 部
農 地 農 村 整 備 課 長
(公 印 省 略)

土地改良工事等土木工事における週休 2 日の運用基準について (通知)

建設業の働き方改革を推進する観点から、週休 2 日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、週休 2 日工事の取組状況等を踏まえ、令和 8 年 10 月 1 日以降に予算執行伺いを決裁する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

1. 対象工事等

沖縄県農林水産部が実施する農業農村整備事業、海岸保全整備事業(農地海岸)及び地すべり対策事業を対象とする。

2. 週休 2 日の取組方針

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休 2 日や交替制など、適切な方法により取り組むものとする。

なお、これまで実施してきた週休 2 日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

3. 多様な働き方の支援

多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

4. 工事成績評定等に係る暫定措置

令和 9 年 3 月末日までに完成する工事の成績評定は、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 工事成績評定

工事成績評定については、「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領 (令和 7 年 9 月 29 日付農総第 941 号)」 3. 工事成績評定によるものとする。

(2) 確認方法等

- ① 受注者は月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表（参考様式1）」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。
- ② 受注者は毎月の履行報告時に「休日取得状況報告書（参考様式2）」を発注者へ提出する。
- ③ 発注者は施工プロセスチェック時に日報等により休日の確保を行った記録を確認する。
- ④ 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- ⑤ 週休2日実施証明書は発行しないものとする。

(3) 特記仕様書

特記仕様書には以下の通り、工事成績評定の取り扱い及び実施状況の確認方法について記載する。

第〇条週休2日（土日）の取組について

本工事は、受注者が、週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する。

完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

工事着手前に、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。

週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。

週休2日の取組状況による工事成績評定は、令和9年3月末日までに完成する工事を対象とする。

附則

- 1 本通知は令和 8 年 10 月 1 日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。
- 2 以下の通知（以下「旧通知」という。）は令和 8 年 9 月 30 日をもって廃止する。ただし、令和 8 年 9 月 30 日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。

令和 8 年 2 月 2 日付南事第 2766 号

「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領」の運用についての一部改正について